

第122回

定時株主総会 招集ご通知

愛知製鋼株式会社
(証券コード5482)

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5482/>



日時

2026年6月16日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

愛知製鋼株式会社
本館 大会議室
愛知県東海市荒尾町リノ割220番地



鋼から、
未来まで。
愛知製鋼
AICHI STEEL

「世のため、人のため」にお役に立ち続ける



代表取締役社長
後藤 尚英

経営理念

国際的視野に立ち、活力に溢れ、信頼される企業体質をもとに、魅力ある商品を提供することによって社会に貢献する。

- 1 研究と創造につとめ、常に時流に先んずる。
- 2 相互の信頼と理解のもとに、一致協力する。
- 3 責任ある判断と行動のもとに、常に最善を尽くす。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社グループは、「よきクルマは、よきハガネから。」という創業者の想いからはじまりました。我々はその想いを受け継ぎ「よき社会は、よき素材から。」に進化させ、「世のため、人のため」にお役に立つ素材を提供し続けます。その中で、昨年2月にお示しました「2024-26年度 中期経営計画 アップデート」にそって、着実に取り組んでおります。

その結果、2025年度の連結業績は、創業以来過去最高の売上収益および営業利益を達成することができました。

現在、私たちを取り巻く経営環境はかつてないほど大きく変化しております。中長期的な企業価値向上を実現するためには、経営上のリスクを見極めつつ、従来以上の意思決定のスピードアップとガバナンス強化を図ることが重要だと考えております。これを踏まえ、本株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。

2026年度は、2030年ビジョン達成に向けた大事な年と理解しております。これまで、そしてこれからも「環境に一番やさしい鉄屋」として、「世のため、人のため」にお役に立ち続けることを目指し、株主の皆様とともに、未来に向けて力強く前進してまいります。

引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年5月

(証券コード 5482)
2026年6月1日
(電子提供措置の開始日2026年5月25日)

株 主 各 位

愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地

愛知製鋼株式会社

代表取締役社長 後藤尚英

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第122回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（愛知製鋼）または証券コード（5482）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月15日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時	2026年6月16日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）	
2. 場 所	愛知製鋼株式会社 本館 大会議室 愛知県東海市荒尾町リノ割220番地	
3. 目的事項	<p>報告事項 第122期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件 第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬枠決定の件</p>	以上

議決権行使方法についてのご案内



➡ インター
ネット

議決権行使専用サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否を
2026年6月15日（月曜日）
午後5時30分までにご入力ください。



➡ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2026年6月15日（月曜日）
午後5時30分までに到着するようにご返送ください。



➡ 株主総会へ
出席する
場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を当社にご通知ください。
- ▶ 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ▶ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

➡ インターネット開示情報

- ❖ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ① 事業報告：当社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制および方針
 - ② 連結計算書類：連結持分変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表なお、当該書類は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ❖ 当社株主総会の決議結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ❖ 本株主総会終了後、当日の報告事項等の動画を当社ウェブサイトに掲載いたします。



当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/>

その他のご案内

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問をお受けいたします。

2026年6月9日（火曜日）までに、以下のURLにアクセスいただき、ご質問ください。

お寄せいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高いご質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただきます。承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、予めご了承ください。

<https://q.srdb.jp/5482/>





- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。

工場見学のご案内

株主総会終了後に工場見学を開催します

- ※昨年までは株主総会当日の受付にて募集しておりましたが、本年より事前抽選制といたします。
- 参加ご希望の方は、必ず下記QRコードまたはリンクより申し込みをお願いいたします。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

受付期間	2026年5月25日(月) から6月10日(水) まで お申込みは右図QRコードまたはリンクよりお願いいたします。 https://forms.office.com/r/tpGRJV9jeU	
見学時間	株主総会終了後、3時間程度 (昼食時間を含む)	 (ブルーム連続鑄造機)
定員	30名(株主様に限ります)	
見学内容	<ul style="list-style-type: none">・本館ビジターセンター・特条製鋼工場 ブルーム連続鑄造機・第4鍛造工場 ローリングミル9号ライン	
その他 ご留意事項	<ul style="list-style-type: none">・当日は昼食をご用意します。・見学順路については前後することがあります。・車椅子やつえをご利用の株主様は応募をご遠慮いただいております。	

【工場見学に関するお問い合わせ】

➔ 総務部 CSR推進室 総務・社会貢献チーム 担当：太田

TEL. 052-603-9214 (ダイヤルイン)

株主総会参考書類

<議案および参考事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化および意思決定のスピードアップを実現し、さらなるコーポレートガバナンスの強化・充実を図るため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条<現行どおり>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	<削除>
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第18条 当会社に<u>取締役10名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 <新設></p> <p style="text-align: center;">①～②<条文省略></p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">②～③<現行どおり></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を置くことができる。</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <条文省略></p> <p>第24条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の数)</p> <p>第26条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を置くことができる。</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 <u>監査役を選任する株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第32条～第35条 <条文省略></p>	<p>第29条～第32条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (附則)</p> <p>1. 当社は、<u>第122回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第122回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。また当社は、本総会の第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり決議され、その効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

候補者 番号	氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2025年度)	在任年数 (本総会終結時)
1 再任	ふじおか たかひろ 藤岡 高広	取締役会長	15/15回 (100%)	15年
2 再任	ごとう なおひで 後藤 尚英	取締役社長	15/15回 (100%)	3年
3 再任	なかむら もとし 中村 元志	取締役副社長	15/15回 (100%)	8年
4 再任	いしい なおき 石井 直生	取締役副社長	15/15回 (100%)	2年
5 再任 社外 独立	あらい ゆうこ 新居 勇子	取締役	15/15回 (100%)	10年
6 新任 社外 独立	おがわ やすのり 小川 恭範	—	—	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 新居勇子および小川恭範の両氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、新居勇子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定しております。
 また、小川恭範氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として指定する予定であります。

4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、社外取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 当社は新居男子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、小川恭範氏の選任が承認された場合、同氏とも同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、藤岡高広、後藤尚英、中村元志、石井直生、および新居男子の5氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、5氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、小川恭範氏の選任が承認された場合、同氏とも同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

取締役候補者

候補者番号	1	ふじ おか たか ひろ 藤岡 高広 再任	1954年8月31日生	所有する当社株式の数 182,024株	取締役会への出席状況 (2025年度) 15/15回 (100%)
-------	---	--------------------------------	-------------	------------------------	--



在任年数
15年

略歴・地位・担当

1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2006年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年5月 当社常勤顧問
2011年6月 当社取締役社長
2023年6月 当社取締役会長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

ノリタケ株式会社社外取締役

候補者とした理由

2011年より12年にわたり、代表取締役社長として、激しい環境変化に迅速に対応する経営基盤を構築し、当社グループの年輪的成長に貢献してまいりました。また、2023年より会長に就任し、豊富な業務経験に基づく確かな助言・監督を行っていることから、引き続き候補者としてしました。

候補者番号	2	ご とう なお ひで 後藤 尚英 再任	1966年3月22日生	所有する当社株式の数 78,204株	取締役会への出席状況 (2025年度) 15/15回 (100%)
-------	---	-------------------------------	-------------	-----------------------	--



在任年数
3年

略歴・地位・担当

1989年4月 当社入社
2014年1月 当社営業・調達本部 トヨタ営業部長
2016年4月 アイチフォージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2018年4月 当社参与 アイチフォージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2021年4月 当社執行職 営業企画オフィサー、トヨタ営業オフィサー
2023年1月 当社経営役員
2023年6月 当社取締役社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

上海愛知鍛造有限公司取締役副会長

候補者とした理由

2023年より代表取締役社長を務め、社会課題解決に向けた変化に強い体質づくりと収益力強化に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めるとともに、重要事項の決定や業務執行に対する監督を適切に行っております。また、営業部門の要職や米国子会社社長などを歴任しており、経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き候補者としてしました。

候補者番号

3

なかむら もとし **再任**
中村 元志 1960年9月4日生

所有する当社株式の数
115,140株

取締役会への出席状況
(2025年度)
15/15回
(100%)



在任年数
8年

略歴・地位・担当

1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2014年4月 同社常務理事
2018年1月 当社常勤顧問
2018年4月 当社専務執行役員
2018年6月 当社取締役専務執行役員
2020年4月 当社取締役副社長就任 現在に至る

[担当]

経営全般補佐、モノづくり革新本部長

重要な兼職の状況

中央発條株式会社社外監査役

候補者とした理由

2018年より取締役を務めており、代表取締役副社長として経営全般の補佐に加え、品質マネジメントシステムの改善や生産管理機能の強化に取り組み、モノづくりの実力向上に努めております。また、トヨタ自動車株式会社および当社での豊富な業務経験に基づく製造技術全般への幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

4

いし い なおき **再任**
石井 直生 1963年9月25日生

所有する当社株式の数
45,760株

取締役会への出席状況
(2025年度)
15/15回
(100%)



在任年数
2年

略歴・地位・担当

1986年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2018年1月 同社常務役員
2020年9月 当社執行役員
2021年4月 当社経営役員
2024年6月 当社取締役経営役員
2026年4月 当社取締役副社長就任 現在に至る

[担当]

経営全般補佐、経営企画本部長

候補者とした理由

2024年より取締役を務めており、経営企画本部長として、中長期的視点で当社の経営戦略や人材のレベルアップを推進し、その企業価値向上に大きく貢献しております。また、トヨタ自動車株式会社および当社での豊富な業務経験に基づく経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

5

 あらい ゆうこ **再任** **社外** **独立**
新居 勇子 1961年1月27日生

 所有する当社株式の数
 14,900株

 取締役会への出席状況
 (2025年度)
 15/15回
 (100%)

 在任年数
 10年
略歴・地位・担当

1979年4月	全日本空輸株式会社入社	2016年6月	当社取締役就任 現在に至る
2010年4月	同社大阪支店副支店長	2021年3月	全日本空輸株式会社上席執行役員退任
2011年4月	同社東京支店副支店長	2022年4月	ANAあきんど株式会社顧問就任
2014年4月	同社執行役員大阪支店長	2026年3月	ANAあきんど株式会社顧問退任
2016年4月	同社上席執行役員営業センター副センター長兼関西支社長		
2016年4月	ANAセールス株式会社(現ANAあきんど株式会社)取締役副社長		

重要な兼職の状況

ダイキン工業株式会社社外取締役、美津濃株式会社社外取締役

候補者としての理由および期待される役割

全日本空輸株式会社およびANAあきんど株式会社の営業部門の要職で培われたグローバルな知見、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督強化に尽力いただくことを期待しております。2016年より社外取締役として、独立した立場から積極的に意見や提言をいただいております。コーポレートガバナンス強化の観点から、引き続き候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

候補者番号

6

 おがわ やすのり **新任** **社外** **独立**
小川 恭範 1962年4月11日生

 所有する当社株式の数
 0株
**略歴・地位・担当**

1988年4月	セイコーエプソン株式会社入社	2019年6月	同社取締役常務執行役員 同ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当
2017年4月	同社ビジュアルプロダクツ事業部長	2020年4月	同社代表取締役社長
2017年6月	同社執行役員	2025年4月	同社取締役会長就任 現在に至る
2018年6月	同社取締役執行役員		
2018年10月	同社技術開発本部長		

重要な兼職の状況

セイコーエプソン株式会社取締役会長、株式会社MonotaRO社外取締役

候補者としての理由および期待される役割

セイコーエプソン株式会社の開発・事業部門の要職および経営者として培われた幅広い知見、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督強化に尽力いただくことを期待し、候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり決議され、その効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

候補者 番号	氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2025年度)	監査役会への 出席状況 (2025年度)	在任年数 (本総会最終時)
1	新任 よこた ひろふみ 横田 博史	常勤監査役	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	—
2	新任 社外 独立 み き こういち 三木 浩一	監査役	11/11回 (100%)	10/10回 (100%)	—
3	新任 社外 独立 みやさか しょういち 宮坂 彰一	—	—	—	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三木浩一および宮坂彰一の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、三木浩一氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として指定しております。また、宮坂彰一氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として指定する予定であります。
4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識・業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、監査等委員である社外取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 当社は横田博史および三木浩一の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、宮坂彰一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
6. 当社は、横田博史および三木浩一の両氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、宮坂彰一氏の選任が承認された場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号 **1** よこた ひろふみ **新任**
横田 博史 1962年3月29日生

所有する当社株式の数

9,200株

取締役会への出席状況
(2025年度)

15/15回
(100%)

監査役会への出席状況
(2025年度)

13/13回
(100%)



略歴・地位

1984年4月 当社入社
2011年1月 当社電磁品事業本部品質管理室長（部長級）
2015年1月 当社品質保証部長
2021年6月 当社常勤監査役就任 現在に至る

候補者とした理由

長年にわたり品質保証の分野を中心に当社の企業価値向上に貢献しており、その豊富な業務経験に基づく幅広い知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 **2** みき こういち **新任** **社外** **独立**
三木 浩一 1958年1月2日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況
(2025年度)

11/11回
(100%)

監査役会への出席状況
(2025年度)

10/10回
(100%)



略歴・地位

1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
2023年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 現在に至る
2023年4月 慶應義塾大学名誉教授就任 現在に至る
2025年6月 当社監査役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士、慶應義塾大学名誉教授

候補者とした理由および期待される役割

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士および大学教員としての専門的かつ幅広い見識に加え、優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待し、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。



略歴・地位

1988年 4月	野村証券株式会社入社	2009年 7月	アリックスパートナーズ株式会社 ディレクター
1998年 2月	日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 (現Strategy&) 入社	2011年 3月	株式会社ファーストリテイリング グループ執行役員
2000年 2月	デジプリ株式会社取締役 CFO兼顧問	2016年12月	西村あさひ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) シニア・エグゼクティブ・ダイレクター
2001年 1月	スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社 (現スパークス・グループ株式会社) グループ執行役員	2026年 1月	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業アドバイザー 就任 現在に至る

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業アドバイザー

候補者とした理由および期待される役割

コンサルティングファームや投信投資顧問会社等における豊富な企業経験、幅広い見識を有しております。また、その独立した視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待し、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏がアドバイザーを務める西村あさひ法律事務所・外国法共同事業とは、法律顧問契約を締結しておりますが、その取引額は売上高の0.1%未満で、かつ同氏と当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役会に求められる専門性と経験のうち、各人に会社として特に発揮を期待する項目（1人あたり4項目まで）を示しています。
なお、各人の有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

経営戦略	マルチパスウェイへの貢献			需要地変化への対応	社会課題へのソリューション提供	財務・資本政策	コンプライアンス・リスクマネジメント	人材育成・多様性
	安全・品質	生産技術	環境・エネルギー					
選定理由	モノづくり企業として、お客様からの信頼や技術力・現場力の前提となることに加え、従業員の生命・健康を守るために不可欠な知見であるため	次世代製鋼プロセス構築や電動車向け製品への対応等、モノづくりの更なる進化に関わる重要な知見であるため	「環境に一番やさしい鉄屋」として、サーキュラーエコノミーおよびカーボンニュートラル実現を目指すには、省エネや環境負荷改善、環境貢献に関する知見が必要であるため	インド等のグローバルサウスにおいて、お客様の現地調達化に貢献するとともに、日本国内と同様のサーキュラーエコノミーのスキームを構築するために必要な知見であるため	長年培ってきた技術を活かし、広く社会課題解決に貢献する商材を提供し続けるために必要な知見であるため	成長投資・株主還元を実施しつつ、事業成長と資本効率向上を実現するには、最適な資本構成・活用に関する知見が必要であるため	予防的に全社コンプライアンスを推進するとともに、事業継続・新事業の展開におけるリスクを適切に認識し、管理するために必要であるため	労働生産性やエンゲージメントの向上が課題となる中、一層の人的資本を重視した経営の推進が求められているため
取締役候補者	藤岡高広	○	○		○	○		
	後藤尚英				○		○	○
	中村元志	○	○	○		○		
	石井直生			○			○	○
	新居勇子				○			○
	小川恭範		○	○		○		○
	横田博史	○				○		○
	三木浩一	○						○
宮坂彰一				○		○	○	

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間となります。また、本議案の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、就任前に限り、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり決議され、その効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者

むな かつ
なかた

宗像

ゆう

雄

新任 社外 独立

1968年1月10日生

所有する当社株式の数

0株



略歴・地位

1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会）

1997年4月 関谷法律事務所（現 関谷・宗像法律事務所）入所 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由および期待される役割

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的かつ幅広い見識に加え、優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待し、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、補欠の監査等委員である取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。

6. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役役に就任した場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏が監査等委員である取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件

当社の取締役の報酬枠は2020年6月18日開催の第116回定時株主総会での決議により、年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とご承認いただき現在に至っております。

当社は第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、これに伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く）の現金報酬枠を年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）として設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役報酬の決定方針につき、その対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり決議され、その効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、これに伴い、監査等委員である取締役の報酬枠を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、年額150百万円以内として設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり決議され、その効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）の株式報酬枠は2020年6月18日開催の第116回定時株主総会での決議により、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を年20,000株以内(2025年7月1日付の株式分割後は年80,000株以内)とすることを承認いただき、現在に至っております。

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。本議案は、これに伴い、あらためて、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬につき、金銭報酬とは別枠で、年額50百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を年80,000株以内とすることをご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

本議案は、株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、対象取締役に非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給するために必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、対象取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、対象取締役に対する譲渡制限付株式の内容の概要は下表のとおりです。当該報酬制度および譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項については、取締役会において定めるものといたします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり決議され、その効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

対象者	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）
株式報酬枠	年額50百万円以内（対象取締役は、当該枠内で支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行または処分される普通株式の交付を受ける）
各取締役に対する株式報酬額	役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会への答申を行ったうえで、その内容を踏まえて取締役会において決定
割り当てる株式の種類および割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行または処分

割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年80,000株以内 ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する
払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象取締役に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定
譲渡制限期間	割り当てを受けた株式の払込期日から、当社取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 ただし、任期満了、死亡、その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に、取締役会が予め定める地位を退任した場合、必要に応じて譲渡制限を解除
当社による無償取得の条件	正当な理由によらず、譲渡制限期間が満了する前に、当社取締役会が予め定める地位を退任した場合等

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、米国のトランプ政権が、中国・カナダ・メキシコ・EU・日本などに対して大幅な追加関税を相次いで導入した結果、各国の対抗措置により、米中間・米欧間などで追加関税が相次ぎ、企業の調達コスト・サプライチェーンコストが上昇、その一部は消費者価格に転嫁され、景気の下押し要因となりました。

日本経済は、米国向け輸出（特に自動車）が関税の対象となったことや、日中関係の悪化による訪日中国人客数の減少により、企業収益も影響を受けましたが、DX・GX投資など、設備投資は拡大基調を維持しました。また、強い人手不足と企業収益の底堅さから、賃上げは高水準で維持され、個人消費は緩やかに回復し、関税影響を受けながらも、深刻な景気後退は回避できました。

当社グループを取り巻く環境は、主要ユーザーである自動車産業においては、需要は概ね堅調に推移いたしました。引き続き、BEV（バッテリー式電気自動車）市場は成長を続けているものの、地域によって普及速度に差が生じ、HEV（ハイブリッド車）が好調を維持するなど、消費者の意向も多様化が進んでいます。加えて、各国の関税政策・国際対立・規制の不透明化・サプライチェーン分断により、自動車メーカーの戦略に影響を与えておりますが、当社といたしましては各市場や電動化の時流に合わせ、必要とされるものをタイムリーに良品廉価で提供してまいります。

このような状況のなか、当期は2024—26年度中期経営計画の2年目として、「変革のリーダー、私。」を引き続き、スローガンに掲げ、

1. 創業の精神に則り、自らの倫理観と仕事への誇りに基づいた正直で真っ当な企業行動
 - ・安全・品質を絶対とし、お客様の期待に応える
2. 成長戦略を必ずやり遂げ、お約束を守り、未来への責任を果たす
 - ・「稼ぐ力」を徹底的に鍛え、「成長戦略」のロードマップを具体化し着実に実行する
3. 厳しく温かく人が育つ風土を築き上げ、人を大切にす経営を実践
 - ・問題解決を通じた人材育成とアイチの価値観共有による一体感のレベルアップ

といった取り組みをベースに、前年2月に公表した「中期経営計画アップデート」の経営目標実現に向け、当社の強みである資源循環型のモノづくりに磨きをかけるとともに、成長が期待される分野・地域にリソースを投入・積極投資を行うことで、中期経営計画の達成を確実なものにするよう、取り組んでまいりました。

1) マルチパスウェイへの貢献

良品廉価なモノづくりを通じて、QCDやカーボンニュートラルの観点から競争力のある鋼材・鍛造品を提供し、トヨタグループのマルチパスウェイ戦略に貢献することが、当社の成長戦略の最重要課題の一つです。そこで、電動化に求められる高強度鋼のニーズにもお応えできる次世代製鋼プロセスの構築に取り組んでおり、2032年の新大型電気炉の稼働を目標に、専任チームで検討・企画を精力的に進めております。

1. 品質向上

これまで培ってきた特殊鋼づくりの技術、知見をベースに、高纯净度・高強度化技術を盛り込み、マルチパスウェイで求められる高品質化、小型軽量化のニーズに応えてまいります。

2. カーボンニュートラル達成

現在の電気炉よりCO₂排出量30%削減を狙いとし、当社独自の省エネ技術を盛り込み、2050年度のカーボンニュートラル達成に向けて取り組んでまいります。

3. 働き方改革

現状の人手による重筋作業や暑熱作業を自動化、省力化し、人にやさしい特殊鋼づくりができる設備を実現してまいります。

2) 需要地変化への対応：グローバルサウス事業展開

2019年から出資を行っているインドの特殊鋼メーカーであるバルドマンスペシャルスチール社（以下「バルドマン」）からの第三者割当増資を引き受け、追加出資後の当社の株式保有割合は、これまでの11%と合わせて24%となり、バルドマンは当社の持分法適用会社となりました。当社は、2019年の出資以降、バルドマンへの継続的な技術支援により品質改善、生産性向上などに取り組んでまいりました。その結果、バルドマンの鋼材品質は日系の四輪車・二輪車向けをはじめとしたお客様から高く評価され、インド国内およびアセアン（タイ、インドネシア、フィリピン）への鋼材供給が拡大しております。今後もさらに広がっていく市場に確実に貢献していくため、現状比30%以上の生産能力実現を目標に、取り組みを推進してまいります。今回の追加出資により、これまで以上にバルドマンとの連携を強化し、良品廉価な鋼材をタイムリーにお届けすることでお客様の現調化を支え、豊かで持続可能なインド社会の発展に貢献できるものと考えております。

3) 社会課題へのソリューション提供

ステンレスカンパニーでは、東京大学が主導して岐阜県飛騨市に建設を進めている次世代超大型水チェレンコフ宇宙素粒子観測装置「ハイパーカミオカンデ」向けに、ステンレス製PMT（光電子増倍管）支持架構の製作を、当社グループ会社である愛鋼株式会社と協業で本格的に開始いたしました。今回の受注に至りましたのは、ステンレス鋼材メーカーとしての信頼性、ステンレス鋼構造物製作の技術力・実績が評価されたものと理解しており、引き続き、高品質かつ工期遵守のモノづくりを実践し、期待に応えてまいります。当社は今後とも、ステンレス鋼材からエンジニアリングまでの一貫製作の強みを活かし、ステンレス鋼構造物エンジニアリングによりお客様の多様なご要望にお応えし、付加価値の高い製品をお届けすることで、社会課題に対応してまいります。

スマートカンパニーでは、自動走行を支援する磁気マーカシステム「GMPS」を用いた自動牽引走行車が株式会社豊田自動織機様の構内物流システムに採用されたのを足掛かりに、採用拡大に向けた活動を推進しております。GMPSは、高感度磁気センサで路面の磁気マーカを検出することにより、正確な自己位置推定を実現することができますので、構内物流のみならず、過疎地や物流における「ドライバー不足」による、自動走行のニーズの高まりに対するソリューションとして貢献してまいります。

4) 資本政策

資本効率や株価を意識した経営を強化し、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。具体的には、財務健全性の維持を前提に、配当性向40%以上を目安とするのに加え、機動的な自己株式取得を実施してきました。前年2月に43億円、5月に262億円の自己株式取得を実施したのに加え、2025年度については、2026年4月28日付けで50億円の特別配当を決議しており、また、2026年度にも、50億円の特別配当を予定しております。今後も、2030年度のROE 8%達成に向けて、成長戦略の実現と自己株式取得など機動的な資本政策を展開し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

5) サステナビリティの取り組み

ガバナンス関連では、2月27日開催の取締役会において、6月16日開催予定の第122回定時株主総会における承認を条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議いたしました。一段と加速する社会環境の変化に確実に対応し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、より一層の会社の成長に資する取締役会の改革が不可欠と考えているため、本移行により、取締役会の監督機能の強化および意思決定のスピードアップを実現し、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ってまいります。

環境関連では、2050年までのカーボンニュートラル早期実現を目標にした取り組みに加え、当社事業に不可欠な水資源の有効活用や水環境の保全に努めるとともに、台風や洪水などの水害リスクへの対策にも継続的に注力しております。さらに、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD(※1))の提言に基づき、自然への依存度や影響の分析を強化したほか、子会社を含む当社グループでのCO₂排出量の算定・公表・第三者検証取得等にも取り組みました。これらの取り組みにより、CDP(※2)が実施する調査において、「気候変動」部門および「ウォーター」部門にて、昨年度の「B」評価から、今回は「A-」評価を取得することができました。今後とも「環境に一番やさしい鉄屋」として地道な省エネ活動、水素ガス燃焼などの技術開発に加え、再エネの活用や生物多様性保全に向けた取り組みを強化してまいります。

※1 Taskforce on Nature-related Financial Disclosures。

組織が自身の経済活動における自然環境や生物多様性に関する、
リスクと機会を評価し報告することを促す、2021年6月に設立されたイニシアティブ。

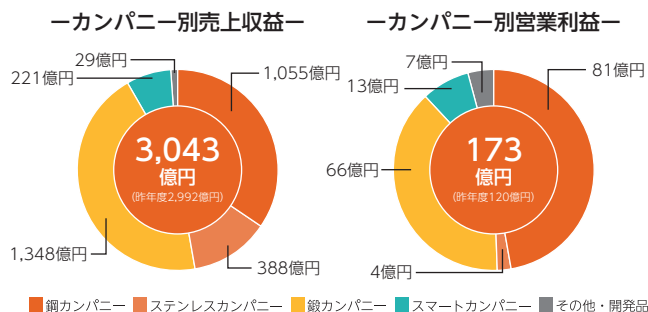
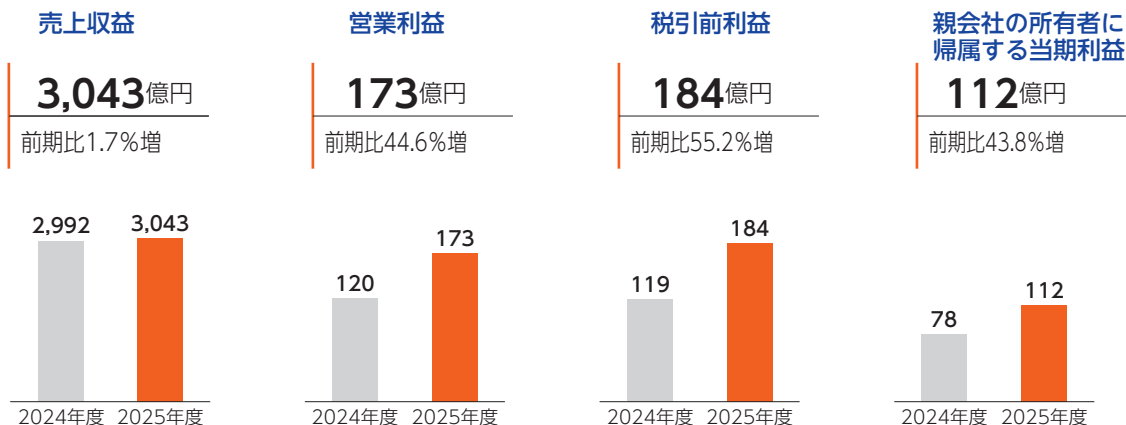
※2 企業や自治体を対象とした世界的な環境情報開示システムを運営する国際環境非政府組織 (NGO)。
企業などの環境への取り組みを、「A」から「D-」までの8段階で評価し、開示。

当期の経営成績

当社グループの当期業績につきましては、販売価格の値下がりがあったものの、販売数量の増加により、売上収益は前期と比較して51億円（1.7%）増の3,043億円と過去最高となりました。売上収益の内訳は、鋼カンパニーで1,055億円、ステンレスカンパニーで388億円、鍛カンパニーで1,348億円、スマートカンパニーで221億円、その他で29億円となっております。

利益につきましては、鉄スクラップ等購入品価格の値下がりや原価低減、子会社の増益などが増益要因となり、営業利益は前期比53億5千5百万円（44.6%）増の173億7千1百万円となりました。また、税引前利益は前期比65億7千8百万円（55.2%）増の184億8千5百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比34億2千8百万円（43.8%）増の112億4千8百万円となりました。

ご参考



鋼（ハガネ）カンパニー

主力製品である特殊鋼の販売数量は増加したものの、販売価格の値下がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、12億1百万円（1.1%）減少し、1,055億6千7百万円となりました。

ステンレスカンパニー

主力製品であるステンレス鋼の販売数量の減少や販売価格の値下がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、51億5千8百万円（11.7%）減少し、388億9千7百万円となりました。

鍛（キタエル）カンパニー

主力製品である自動車用型打鍛造品の販売数量の増加や販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、93億1千7百万円（7.4%）増加し、1,348億2千3百万円となりました。

スマートカンパニー

電子部品の売上の増加により、当期の売上収益は、前期と比較して、15億1千4百万円（7.4%）増加し、221億7百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資は、主として、鋼材・鍛造品・電磁品の製造設備の合理化および老朽更新・機能向上のため、総額169億円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については、金融機関からの借入金およびコマーシャル・ペーパーにて実施しております。期末日時点では、金融機関からの借入金残高が、474億円となっております。

(4) 対処すべき課題

2026年度の国際経済は、AIやデジタル技術の高度化による生産性向上を通じて経済成長を押し上げることが期待されますが、地政学リスクの高まりや、貿易摩擦の継続により、不確実性が増しております。日本経済においては、堅調な設備投資が成長を支えることが期待される一方、輸入物価の上昇や労務費の上昇により消費者物価が上昇し、個人消費が抑制される可能性があるなど、下振れリスクは大きいと考えられます。

自動車業界では、関税政策の影響を大きく受けるのに加え、世界のBEVシフトは鈍化しているものの、中国メーカーの存在感は一段と増しており、自動車メーカーによる競争は激しさを増すことが予想されます。当社は今後も、特殊鋼や鍛造品など素材や部品を通じてクルマの可能性を広げていくのに加え、自動車の発展に供してきた技術を活かし、広く社会課題解決に資する素材を提供し続ける「環境に一番やさしい鉄屋」として社会に貢献してまいります。

そういったミッションのもと、ステークホルダーの皆様にお約束した2030年ビジョン実現に向け、これからもチャレンジしてまいります。我々の目標は、いつまでも世の中のお役に立ち続けることであり、そのために「次世代製鋼プロセス」の構築や設備の更新・さらなる自動化推進など、未来に責任を持ち今やらなければならないことを着実に実践してまいります。取り組みにあたっては、安全第一を大前提に、現地現物による改善を積み重ねること、徹底的に安全と品質の基礎を固めること、お客様や世の中の変化に合わせて仕事のやり方を変えること、そして先例がないなら自ら切り拓くことに、全員で取り組んでまいります。それらを通して、失敗を恐れずチャレンジする「プロ集団」として、「愛知製鋼だからこそ提供できるお客様に役立つ新たな価値」を創造し、企業価値を高めてまいります。

上記の実現に向け、中期経営計画期間となる2024—26年度の最終年度として、一人ひとりが主役となって、以下の方針に則り、施策に取り組んでまいります。

1. 創業の精神に則り、自らの倫理観と仕事への誇りに基づいた正直で真つ当な企業行動を実践
 - ・安全、品質を絶対とし、お客様の期待にストレートに応える
2. 成長戦略に基づき、お約束したことをやり遂げ、未来への責任を果たす
 - ・果敢にチャレンジし、「良品廉価」なモノづくりを徹底的に追求する
3. 厳しく温かく人が育つ風土を築き上げ、人を大切にする経営を実践
 - ・全員がチームの一員として、本当の問題が解決するまでやり抜く

最後になりますが、有価証券報告書を株主総会前に提出することに関する投資家の皆様のご要望につきましては、当社としても十分に認識しております。

一方で、当社におきましては、決算確定後の有価証券報告書の作成および確認に要する期間等、実務対応上の制約から、当期においては、株主総会前に有価証券報告書を提出することが困難な状況にあります。このため、有価証券報告書につきましては、株主総会終了後に提出する予定としております。

今後、開示体制および業務プロセスの見直し等を通じて、株主の皆様にとって有意義なタイミングでの提出が可能となるよう、継続的な改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

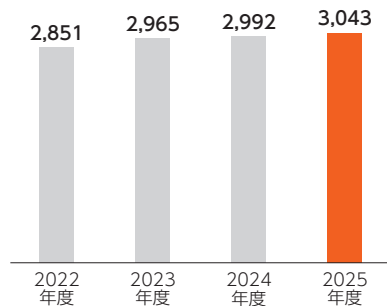
(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

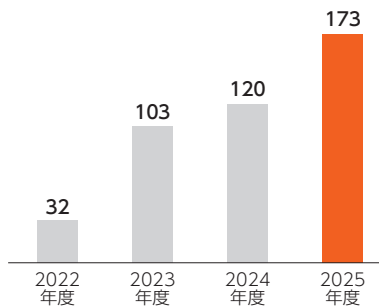
区分	第119期 2022年度	第120期 2023年度	第121期 2024年度	第122期 2025年度
売上収益 (百万円)	285,141	296,516	299,287	304,341
営業利益 (百万円)	3,260	10,372	12,016	17,371
税引前利益 (百万円)	4,099	10,947	11,907	18,485
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	1,610	6,593	7,820	11,248
基本的1株当たり当期利益 (円)	20.41	83.51	99.50	170.63
資本合計 (百万円)	214,322	262,010	243,398	248,926
資産合計 (百万円)	385,449	443,108	400,063	398,843
親会社所有者帰属持分比率 (%)	52.86	56.64	57.98	59.24
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	0.79	2.90	3.24	4.80
資産合計当期利益率 (ROA) (%)	0.43	1.59	1.86	2.82

(注) 当社は2025年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
第119期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

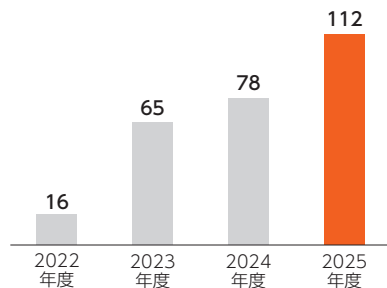
売上収益 (単位：億円)



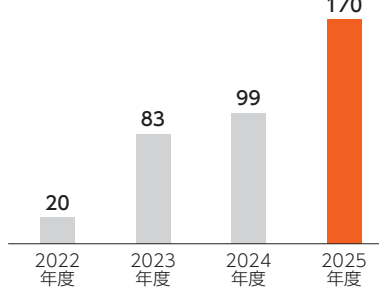
営業利益 (単位：億円)



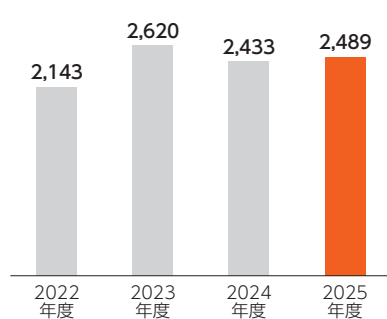
親会社の所有者に
帰属する当期利益 (単位：億円)



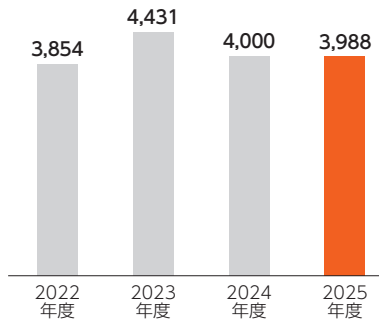
基本的1株当たり
当期利益 (単位：円)



資本合計 (単位：億円)



資産合計 (単位：億円)



(注) 当社は2025年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金または出資金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
愛鋼株式会社	愛知県	225	*75.48	特殊鋼およびステンレス鋼の加工 および販売
アイチセラテック株式会社	愛知県	50	*67.91	耐火物の製造および販売、工業炉の 設計施工
近江鋳業株式会社	滋賀県	50	*66.88	石灰石等鋳物の採掘、加工および販売
アイチ テクノメタル フカウミ 株式会社	新潟県	70	86.32	ステンレス鋼の圧延、二次加工 および販売
アイチ物流株式会社	愛知県	39	92.28	貨物運送業、荷役業および倉庫業
アイチ情報システム株式会社	愛知県	80	86.90	ソフトウェアの開発、コンピュータ および周辺機器の販売、メンテナンス
アイコーサービス株式会社	愛知県	30	100.00	日用雑貨品等販売業、飲食店業、給食業 および造園緑化事業
株式会社アスデックス	愛知県	100	60.00	鍛造用金型の開発、設計、製造 および販売
アイチ フォージ フィリピン 株式会社	フィリ ピン	千フィリピンペソ 511,000	85.00	鍛造品の製造および販売
アイチフォージ ユーエスエイ 株式会社	米国	千米ドル 105,861	100.00	鍛造品の製造および販売
アイチ ヨーロッパ有限会社	ドイツ	千ユーロ 100	100.00	磁石応用製品、金属繊維等の販売
アイチ フォージ (タイランド) 株式会社	タイ	千バーツ 470,000	90.00	鍛造品の製造および販売
上海愛知鍛造有限公司	中国	千人民元 229,596	48.00	鍛造品の製造および販売
アイチ フォージング インドネシア株式会社	インド ネシア	千米ドル 3,600	100.00	鍛造品の精整および販売
アイチコリア株式会社	韓国	千ウォン 200,000	100.00	ステンレス鋼等の販売
愛知磁石科技 (平湖) 有限公司	中国	千人民元 15,230	100.00	磁石応用製品の販売
浙江愛智機電有限公司	中国	千人民元 41,500	56.62	磁石応用製品の製造

(注) 議決権比率欄の*印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容

区分	主な製品およびサービス
鋼(ハガネ)カンパニー	特殊鋼(熱間圧延材)、製鋼用資材
ステンレスカンパニー	ステンレス鋼およびチタン(熱間圧延材、二次加工品)、ステンレス鋼構造物エンジニアリング
鍛(キタエル)カンパニー	型打鍛造品(自動車部品粗形材、機械部品粗形材など)、鍛造用金型加工品
スマートカンパニー	電子機能材料・部品、磁石応用製品、植物活性材、金属繊維
その他の事業	子会社によるコンピューターソフト開発、物品販売、緑化

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
営業拠点	東京支店、大阪支店、福岡営業所
工場	知多工場、刈谷工場、鍛造工場、東浦工場、電子部品工場 [以上 愛知県] 岐阜工場、関工場 [以上 岐阜県]

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
4,427名	△95名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,525名	△53名	39.6歳	17.7年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
第9回シンジケートローン	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	12,000
株式会社三井住友銀行	11,000
株式会社りそな銀行	6,000
株式会社京都銀行	5,000
株式会社百五銀行	3,000
岐阜県信用農業協同組合連合会	2,000
株式会社名古屋銀行	2,000
株式会社八十二長野銀行	2,000
株式会社あいち銀行	1,000

(注) 第9回シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項

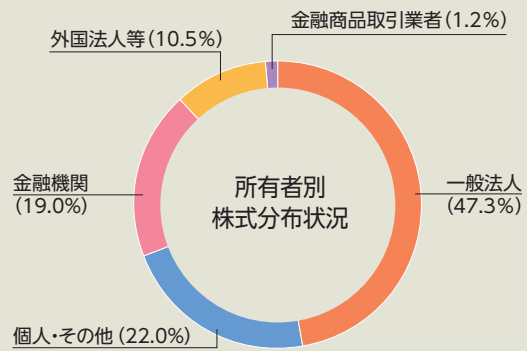
- (1) 発行可能株式総数 190,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 64,520,820株 (うち自己株式 274,022株)
- (3) 株主数 17,678名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	15,863	24.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,980	9.31
株式会社豊田自動織機	5,441	8.47
日本製鉄株式会社	3,977	6.19
株式会社三菱UFJ銀行	1,897	2.95
トヨタ不動産株式会社	1,846	2.87
愛知製鋼従業員持株会	1,446	2.25
豊鋼会持株会	1,332	2.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,188	1.85
日本生命保険相互会社	1,088	1.69

(5) 当事業年度中に会社役員に職務執行の対価として交付した株式の状況

役員区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	13,432	4
社外取締役	-	-
監査役	-	-

- (注) 1. 当社は取締役 (社外取締役を除く) に対して非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容の概要等は、3.(7) 非金銭報酬等に関する事項をご参照ください。
2. 社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
藤岡高広	* 取締役会長	ノリタケ株式会社社外取締役
後藤尚英	* 取締役社長	上海愛知鍛造有限公司取締役副会長
中村元志	* 取締役副社長	経営全般補佐、監査室、リスクマネジメント本部長・CRO*、鍛カンパニープレジデント、中央発條株式会社社外監査役
石井直生	取締役	経営企画本部長
安井香一	取締役	東邦瓦斯株式会社顧問、中部日本放送株式会社社外取締役
新居勇子	取締役	ANAあきんど株式会社顧問、ダイキン工業株式会社社外取締役、美津濃株式会社社外取締役
横田博史	常勤監査役	
小川正路	常勤監査役	
熊澤聡太郎	監査役	株式会社豊田自動織機経営役員
# 三木浩一	監査役	弁護士、慶應義塾大学名誉教授

※Chief Risk Officer

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
 2. #印は、2025年6月18日開催の第121回定時株主総会で新たに選任された監査役であります。
 3. 監査役小倉克幸氏は、2025年6月18日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 4. 取締役のうち、安井香一および新居勇子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 5. 監査役のうち、熊澤聡太郎および三木浩一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 6. 安井香一、新居勇子および三木浩一の3氏について、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 7. 安井香一氏が顧問を務める東邦瓦斯株式会社は、当社と事業者として通常のガスの需給取引があります。また、同氏が社外取締役を務める中部日本放送株式会社と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
 8. 新居勇子氏の重要な兼職先と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
 9. 熊澤聡太郎氏が経営役員を務める株式会社豊田自動織機は、当社の第3位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。
 10. 2026年4月1日付けで、下記の通り、変更がありました。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職状況
中村元志	* 取締役副社長	経営全般補佐、モノづくり革新本部長 中央発條株式会社社外監査役
石井直生	取締役副社長	経営全般補佐、経営企画本部長
新居勇子	取締役	ダイキン工業株式会社社外取締役、 美津濃株式会社社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項に定める責任について、同第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社と各取締役および各監査役の間では、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求に対しては補填しないこと、一定の免責金額を設ける等の措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者である役員等は、当社および当社子会社の全ての取締役、経営役員、執行職および監査役であり、その保険料は全額当社および当社子会社による会社負担としております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	334 (24)	244 (24)	62 (-)	27 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	80 (16)	80 (16)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	414 (40)	324 (40)	62 (-)	27 (-)	11 (5)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、2026年5月14日開催の取締役会で決議した賞与金額を計上しています。
2. 非金銭報酬等は、取締役(社外取締役を除く)に対し交付した譲渡制限付株式に関し、当事業年度に費用化された金額を計上しています。
3. 上記には、2025年6月18日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役を含んでおります。
4. 経営陣幹部、取締役の報酬については過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会に答申しております。取締役会では同委員会の答申を踏まえ決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成されております。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。

(6) 業績連動報酬等に関する事項

当社の持続的な企業価値向上および事業計画達成のための短期インセンティブとして、業績連動報酬である賞与を支給しており、その支給額は以下の基準に基づき決定しております。

- 1) 賞与は、各期の業績をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案する。業績連動部分に関しては、中期経営計画で連結営業利益を目標指標としていることから、連結営業損益に連動させる。
- 2) 賞与金額は、過去の連結営業損益の推移等から基準営業利益および基準賞与額を決めた上で、当該事業年度の連結営業損益との比較を行い、賞与支給のための指数を算出した上で、基準賞与額に指数を乗じ算定する。なお、この指数は当該事業年度の連結営業損益が零または損失の場合は0%となり、利益の場合はその金額に連動して増加するものとする。
- 3) 個人別の賞与金額の決定にあたっては、会社業績への貢献度や、中期経営計画におけるプロジェクト等の進捗率を勘案した評価を反映するものとする。

なお、当事業年度を含む連結営業損益の推移は1.(5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

(7) 非金銭報酬等に関する事項

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」)に非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当を受けます。また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年20,000株以内(2025年7月1日付の株式分割後は年80,000株以内)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

なお、支給の際に付された条件の概要等は以下のとおりです。

- 1) 対象取締役は、割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」)の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間」)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」)。
- 2) 対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する。

- 3) 上記1)の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- 4) 上記1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（8）取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬および賞与の限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、監査役報酬限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

譲渡制限付株式報酬の報酬総額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額50百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の金銭債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当該譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役会が定める地位を退任した時点の直後の時点までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

(9) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を取締役会で定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役報酬の決定方針

(基本的な考え方)

当社の取締役報酬制度は、以下の考え方に基づき設計する。

1. 取締役のそれぞれに求められる役割および責任に応じたものとする。
2. 当社の事業戦略に整合したものであり、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを取締役に促すものとする。
3. 経営者としてより一層強い責任感を持ち、株主と同じ目線に立った経営の推進を動機付けるものとする。
4. 経済環境や市場動向に加えて、他社の支給水準を考慮の上、報酬の水準を設定する。
5. 報酬制度の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとする。

(報酬の構成および割合)

社外取締役を除く取締役の報酬については、a.固定報酬としての月額報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬から構成することとする。

a. 固定報酬としての月額報酬

各取締役の役割・職責に応じて決定し、固定報酬として月額報酬を支給する。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

3. (6) 業績連動報酬等に関する事項に記載のとおり。

c. 中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、以下のとおり、一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社普通株式を付与する。

- 1) 原則として毎年、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その職位に応じて決定された数の当社普通株式を付与する。
- 2) その付与される株式の数は、当社が付与対象者に対して支給する報酬全体の金額の概ね10%程度の金額に相当する数を目安とする。
- 3) 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とする。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、a:b:cの割合が概ね72:18:10となるよう設計する。

社外取締役の報酬については、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与および株式報酬の支給はなく、固定報酬としての月額報酬のみとする。当該固定報酬としての月額報酬は、経済環境や市場動向、他社の支給水準を考慮の上、決定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項)

当社の取締役の報酬等については、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会において、報酬等の体系および水準、個人別の報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえ、取締役の報酬等の方針並びに個人別報酬等の内容等を決定する。

(取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬としての賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長に委任する。

権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためである。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。

なお、当該事業年度の取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬・人事案策定委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(10) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当事業年度における社外取締役を除く取締役に支給した固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬である賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長の後藤尚英に委任しております。権限を委任した理由および権限が適切に行使されるようにするための措置については、3.(9) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項に記載のとおりです。

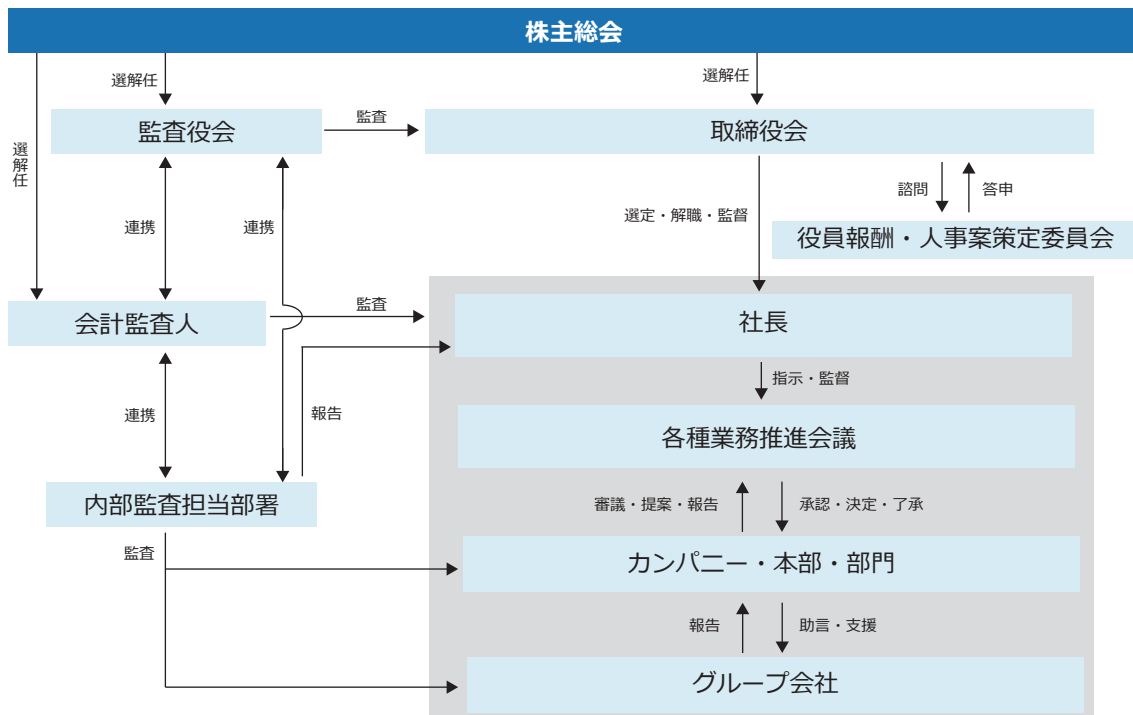
(11) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安井香一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会では委員長を務め、役員等の指名および報酬の決定に関する取締役会への答申を主導しております。
社外取締役	新居勇子	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、グローバル企業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会の委員として、役員等の指名および報酬の決定における透明性および客観性の向上に貢献しております。
社外監査役	熊澤聡太郎	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、グローバル企業における開発部門の要職として培われた豊富な経験から、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。
社外監査役	三木浩一	社外監査役就任後開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、弁護士および大学教員としての専門的知見および企業法務分野における豊富な経験から、当社の経営の適法性・妥当性に対する有益な意見・指摘を行っております。

<ご参考>コーポレートガバナンス体制について

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、職務の効率性確保、グループ管理体制および監査役に関する事項につき、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実を目指します。



取締役会	独立社外取締役2名を含む6名の取締役から構成されており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督をしております。
監査役会	社外監査役2名を含む4名の監査役から構成されており、取締役の職務執行の適法性・適正性を監査するとともに、必要に応じて会計監査人および内部監査担当部署と連携をして、内部統制システムの整備状況を監査しております。
役員報酬・人事案策定委員会	独立社外取締役2名と取締役社長で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選解任について審議し、取締役会へ答申をしております。
各種業務推進会議	役員および経営陣幹部等で構成される各種業務推進会議にて、経営に関わる重要事項の審議・情報共有や業務執行状況の確認を行っております。
カンパニー・本部・部門	主要製品を基軸としたパーチャル会社である「カンパニー」、カンパニーの事業運営を支える機能軸として4つの本部から構成される「コーポレートオフィス」、安全・品質機能を担う「リスクマネジメント本部」、そして独立した内部監査機能から構成される組織体系としております。なお、各カンパニーに「プレジデント」、各本部には「本部長」をそれぞれ配置し、責任・権限の委譲を進めるとともに、さらなる意思決定の迅速化を図っております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	158,920
現金及び現金同等物	33,574
営業債権及びその他の債権	62,125
その他の金融資産	8,919
棚卸資産	53,764
その他の流動資産	536
非流動資産	239,922
有形固定資産	129,015
無形資産	3,896
営業債権及びその他の債権	16
その他の金融資産	69,546
持分法で会計処理されている投資	10,877
退職給付に係る資産	25,493
繰延税金資産	898
その他の非流動資産	177
資産合計	398,843

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	92,013
営業債務及びその他の債務	45,279
借入金	24,405
その他の金融負債	1,674
未払法人所得税	15,800
その他の流動負債	4,853
非流動負債	57,902
借入金	23,065
その他の金融負債	3,490
退職給付に係る負債	10,568
引当金	702
繰延税金負債	19,759
その他の非流動負債	315
負債合計	149,916
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	236,265
資本金	25,016
資本剰余金	28,455
利益剰余金	131,178
自己株式	△1,015
その他の資本の構成要素	52,631
非支配持分	12,661
資本合計	248,926
負債及び資本合計	398,843

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
売上収益	304,341
売上原価	258,001
売上総利益	46,339
販売費及び一般管理費	28,373
その他の収益	954
その他の費用	1,548
営業利益	17,371
金融収益	1,579
金融費用	840
持分法による投資損益 (△は損失)	382
持分法による持分変動損益 (△は損失)	△7
税引前利益	18,485
法人所得税費用	5,526
当期利益	12,959
当期利益の帰属	
親会社の所有者	11,248
非支配持分	1,711
合計	12,959

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	109,566	流動負債	78,649
現金及び預金	11,677	支払手形	1
電子記録債権	10,410	電子記録債務	3,031
売掛金	41,065	買掛金	18,769
商品及び製品	6,684	短期借入金	2,450
仕掛品	23,627	一年内返済長期借入金	24,000
原材料及び貯蔵品	7,936	未払金	3,297
短期貸付金	4,802	未払費用	9,925
その他	3,361	未払法人税等	14,774
固定資産	157,120	未払消費税等	519
有形固定資産	86,202	前受金	100
建物	20,715	預り金	169
構築物	4,369	役員賞与引当金	60
機械及び装置	41,447	設備関係電子記録債務	1,550
車両及び運搬具	191	固定負債	35,830
工具、器具及び備品	2,286	長期借入金	23,000
土地	11,007	退職給付引当金	12,331
建設仮勘定	6,184	役員退職慰労引当金	49
無形固定資産	3,320	資産除去債務	443
投資その他の資産	67,598	その他	5
投資有価証券	26,682	負債合計	114,479
関係会社株式	15,124	(純資産の部)	
出資金	299	株主資本	139,824
関係会社出資金	2,387	資本金	25,016
長期貸付金	0	資本剰余金	27,898
関係会社長期貸付金	5,196	資本準備金	27,898
繰延税金資産	3,005	利益剰余金	87,486
前払年金費用	13,755	利益準備金	6,254
その他	1,180	その他利益剰余金	81,232
貸倒引当金	△33	固定資産圧縮積立金	161
資産合計	266,686	繰越利益剰余金	81,071
		自己株式	△577
		評価・換算差額等	12,382
		その他有価証券評価差額金	12,382
		純資産合計	152,207
		負債・純資産合計	266,686

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	
売上高		227,689
売上原価		189,121
売上総利益		38,567
販売費及び一般管理費		27,108
営業利益		11,458
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,217	
その他の営業外収益	535	3,753
営業外費用		
支払利息	300	
その他の営業外費用	871	1,172
経常利益		14,039
特別利益		
投資有価証券売却益	10,922	
退職給付信託返還益	13,352	
補助金収入	524	24,799
特別損失		
固定資産圧縮損		454
税引前当期純利益		38,384
法人税、住民税及び事業税	14,843	
法人税等調整額	△5,028	9,815
当期純利益		28,568

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岩 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、愛知製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 正英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平岩 修一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況を始め、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、継続的な改善が図られているものと認めます。引き続きその実行状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

愛知製鋼株式会社 監査役会

常勤監査役	横田	博史	㊟
常勤監査役	小川	正路	㊟
監査役(社外監査役)	熊澤	聡太郎	㊟
監査役(社外監査役)	三木	浩一	㊟

以上

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関

同 連 絡 先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (通話料無料)

公 告 方 法 電子公告

上 場 取 引 所 東京証券取引所、名古屋証券取引所

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

愛知製鋼株式会社 本館 大会議室

愛知県東海市荒尾町リノ割220番地

開催日時

2026年6月16日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会終了後に、報告事項等の映像および主な質疑応答の要旨を当社ウェブサイトに掲載いたします。

交通機関のご案内

① 名鉄常滑線「聚楽園駅」から徒歩1分

② 国道23号線（名四国道）名古屋南インターから国道302号線に入り、約5km

※駐車スペースに限りがありますので、ご来場の際には公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

株主総会会場

愛知製鋼株式会社
本館



お体が不自由な又は障がいのある株主様へ

ご要望に応じて、個別にお手伝いをさせていただきますので、お気軽にお声掛けください。

また、最寄りの聚楽園駅にはエレベーターが設置されておりますので、バリアフリーで会場までお越しいただけます。